

「国際基準」という呪縛

「りんごジュースとアップルジュース。この違いは何？」という書き出しで始まった「日経」夕刊 2月15日付けの「食 これって常識？」の記事。これは、佐賀大学・岩本諭教授のある市民講座の冒頭での問いかけとのこと。「りんご」は国内産、「アップル」は外国産の原料を使ったジュース、これが正解である。

実はこの話のネタは数年前にある研究会で、小生が紹介したものである。かつて勤務していた日本生協連にいたときの経験をもとに話した内容である。この食品表示は法的に決められたものではない。食品表示にはJAS法や景品表示法などが対応しているが、もう一つ業界の自主規制である「公正取引規約」というものがある。ここでもこんな規程はない。業界内での慣習のようなものである。ただ、このことを知っていると、国産のジュースを飲みたいと思ったら、「りんご」と表記されているものを選べば良いことになる。便利と言えば便利だが、なぜこれが表だった規程にならないのか？ その真意は不明である。ただ、アップルジュースに関して言えば、その輸入元は中国が圧倒的な比率である。もちろん、濃縮還元果汁である。

食品表示に限らず、商品の表示についてはこのように制度上決められたものと、業界での自主基準、あるいは慣習上の決めごとなど、いろいろである。消費者の利便性を考えるならば、統一されることが必要だろう。特に安全性に関わる事柄は切実だ。工業製品では一歩間違えれば死亡事故につながるものも少なくない。食品でいえば、食品添加物の問題や残留農薬の問題などが不安の種だし、アレルギーの問題は最近ではより深刻である。

しかし、これらの基準は必ずしも消費者が求める方向で作られているとは限らないのが現状では極めて多いのではないだろうか。「賞味期限」というのが一例だ。この期限は誰が決めるのか？ メーカーである。だから、似たような商品でも賞味期限が異なることがある（大体は同じような期限が設定されているが）。これは風味が変わらず、おいしく食べらる期間で、実際の期間よりは2、3割短めに設定されるのが常識。だから、表記されている期限が過ぎてもすぐ廃棄などすることはないのだが、実際には捨てられることが多い。特にスーパーなどの店頭では絶対に期限切れのものは並ばない。

これを解消するための解決策は、製造年月日表示に改めれば良い。製造後どの程度の期間品質が保持されるかの情報も明記されていれば更に良い。しかし、かつて実施されていた製造年月日表記は、自由貿易を阻害するという名目で変えられた。

現在、国際会計基準なる国際基準の採用に向けて準備が進められているようである。しかし、本当に必要な基準なのであろうか？ 昨年11月の研究会での田中弘先生の講演を聞いて、その思いを一層強くしている。国際基準を絶対化するのではなく、もう少し冷静に議論し、検討してほしいと思う。

協同金融研究会事務局 笹野 武則

本号の目次

「国際基準」という呪縛（笹野武則）	1
時評 欧州の協同組合銀行から考える協同組織金融機関の存在意義と将来展望（斉藤由理子）	2
第99回研究会報告（2011.1.21）	5
国際協同組合年の意義と協同組織金融機関の役割（富沢賢治）	
第100回研究会記念シンポジウムのお知らせ	8

2011年2月発行【編集・発行者】協同金融研究会（事務局長・小島正之）

〒102-0083 千代田区麹町 3-2-6 麹町本多ビル4B 日本福祉サービス評価機構気付
電話&Fax 03-3262-2260 URL : <http://www.co-op.or.jp/ccij/>

欧州の協同組合銀行から考える 協同組織金融機関の存在意義と将来展望

(株)農林中金総合研究所 齊藤 由理子

はじめに

昨年末に農林中金総合研究所は『欧州の協同組合銀行』という本を出版した。この本の全編に共通する問題意識は、日本の協同組織金融機関の「存在意義」と「将来展望」について、欧州の協同組合銀行から学ぶものは何かということである。

存在意義

「存在意義」に関しては、まず、今回の金融危機による欧州の協同組合銀行への影響は総じて軽微であり、むしろ金融危機後に預貯金や貸出金、組合員数の増加がみられた協同組合銀行もあったことから、経営の安定性という点でその存在意義が国際的に認められたことがあげられる。投資家所有の銀行が短期的な収益を求めて過度のリスクをとる傾向があるのに対し、協同組合銀行は組合員が出資し経営に参画している結果、資本基盤が強固で、また長期的視点での経営を重視している。さらに、地域社会・経済に関する高い専門性を有し、リテールバンキングを主要業務とする。このような協同組合銀行特有の構造が、金融危機に際しての経営の安定性につながった。多様な金融機関の存在が金融システムの安定性を高めるという意味でも、協同組合銀行の重要性は認識された。

また、協同組合らしさを強める取り組みが近年積極的に行われていることは、協同組合銀行が自らの存在意義を確認する取り組みといえるだろう。

欧州の協同組合銀行の成り立ちをたどってみると、ドイツのライフアイゼンやシュルツェの思想の影響を強く受け、各国で、資金不足に悩む農業者、零細手工業者などが、自らが必要な資金の調達のために信用協同組合などを設立した事例が多くみられる。当初は、職種や地域など共通の絆を持つものたちが、相互扶助を目的として資金を融通しあう相互金融が行われ、それが協同組合銀行の存在意義であったといっていよう。

一般金融機関からの借入が難しいリスクの高い貸出を行うためには、信用リスクの抑制、あるいは、資金調達コストやモニタリングコストなど関連するコストの引き下げが必要になる。構成員の範囲が特定の地域や業種に限定されている場合には、資金の出し手も相互扶助という目的を共有しやすく、信用リスクが高くても、低めの金利で貯金を、また低めの配当で出資を行う。また金融仲介に必要な情報の入手や融資後のモニタリングを低いコストで行うことが可能となる。さらに、構成員間の相互牽制は信用リスクを低下させる。また、外部から資金を取り入れずに相互金融を成立させるには、資金不足主体と資金余剰主体がともに構成員となって、融資需要とともに資金が調達できることも必要である。これらの条件が全てではないがある程度整い、相互金融が可能になっていたと考えられる。

しかし、その後社会や経済の大きな変化に対応して、組合員の範囲は拡大し、またほとん

どの国では員外利用制限がないため、組合員でない利用者も増加した。協同組合銀行の業務の種類は増え、合併によって組織や事業の規模は拡大した。加えて、情報通信技術の発展等により、一般金融機関もこれまで協同組合銀行が対象としていた層を顧客とすることが容易になった。これらの結果、上記のような相互金融の条件は整いにくくなり、また協同組合銀行の一般金融機関との同質化が進んだといえるだろう。

このような変化のなかで、現在、欧州の協同組合銀行では、自らの強みを組合員との密接な関係と考え、組合員数の拡大や関係深化を図っている。ラボバンクなど多くの協同組合銀行は組合員増強運動に取り組んで成果をあげており、また、組合員との関係を深化させる動きもみられる。ガバナンスについてみると、ローカルバンクでは組合員の意思反映が尊重され、連合組織ではローカルバンクの意思反映が重視されている。

また、協同組合銀行が組合員、地域の住民、および中小企業に対して持続的に金融サービスを提供するため安定的に存在し続けることそのものが、大きな意義を持っているが、加えて、地域との結びつきを深めるために、地域社会・経済の発展や雇用の創出など様々な地域の課題に対し、協同組合銀行は積極的に取り組んでいる。

このことは、相互金融にとどまらない協同組織金融機関の存在意義について考えさせる。協同組合では組合員が利用者、出資者であり、経営に参画することを念頭に、協同組織金融機関を単純化してみると、組合の事業目的は利用者である組合員に利益や満足をもたらす金融業務を実施する金融機関ということになる。貯金者と借入者の利害は一致するとは限らないが、貯金者も借入者も長いスパンで同じような資産負債構造を持つ場合にはその利害調整は容易であり、かつ組合員が貯金者とも借入者ともなりうる。そうでなくても、その金融機関の活動が組合員に利益をもたらす満足できるものであれば、人々は協同組織金融機関の組合員となり利用する。組合員にとっての利益や満足には、一時的また直接的な利益だけでなく、金融機関としての安定的な存在、地域社会・経済への貢献も含まれる。また、組合員の利益や満足につながる重要な要素は、組合員の参画である。

将来展望

「将来展望」に関しては、欧州の協同組合銀行の「多様性」と「変化」に注目したい。前述のとおり、欧州の協同組合銀行の多くは、その源流をドイツのライファイゼンやシュルツェの思想としているが、その組織、制度、事業は多様である。例えば、グループで一つだけの銀行免許を持つラボバンク・グループのように非常に統合されたグループがある一方、イタリアの庶民銀行は事業連合会をもたずローカルバンクの独立性が強いなど、グループの一体化の程度は多様である。また、グループの全国金庫を比較すると、クレディ・アグリコル・グループでは株式会社であり上場しているが、ドイツの協同組合銀行グループでは、株式会社ではあるが上場しておらず、ラボバンク・グループは協同組合組織である。協同組合の法律についても、ドイツでは協同組合に関する法律は全協同組合を対象にした共通法のみであるが、一方フランスでは協同組合の共通法に加え、種類別の協同組合法があり、協同組合銀行についてもグループ毎に特別法があって、そこで組織や事業について規定しているなど、国により多様である。

こうした多様性は環境の変化に協同組合銀行が積極的に対応した結果であるといえるだろ

う。一方、環境の変化に対応して、異なる協同組合銀行が同じ方向に変化してきたというケースもある。例えば、フランスのクレディ・アグリコルでは、設立当初、組合員は農業者に限定されていたが、現在では誰でも組合員となることができるようになった。イタリアの信用協同組合銀行は農業者と手工業者のための銀行から地域住民全体の銀行へと変化し名称も変更した。

また、欧州では銀行における投資信託や保険の販売が日本に比べ早くから認められていたため、各協同組合銀行は多様な金融サービスを提供する総合金融機関として展開をしてきた。そして、グループ内には保険、リース、投資信託など様々な専門子会社を有していることが一般的である。

おわりに

欧州の事例をそのまま日本にあてはめることは難しいが、欧州の協同組合銀行の多様な制度と実態、そして環境変化への対応を積み重ねてきた歴史をみると、日本の協同組織金融機関の将来像や存在意義について検討する場合に、その検討可能な範囲は広く、選択肢は多様であると考えられる。



国際協同組合年の意義と協同組織金融機関の役割

聖学院大学大学院教授 富沢 賢治

経緯

国連事務総長は、2 年に 1 回、協同組合に関する報告書を発表している。2009 年の事務総長報告「協同組合と社会開発」は、世界の食糧・金融危機の観点から、農協と協同組合金融組織が食料の安全保障と金融システムの維持に貢献していることを強調するなど、社会経済開発への協同組合の貢献を重要視し、協同組合の重要性に焦点を当てるために「協同組合に関する国際年」を定める必要があると提言した。

この提言を受けて同年 12 月 18 日の国連総会は、総会宣言「社会開発における協同組合」を採択し、2012 年を国際協同組合年とすることを決定した。

国際協同組合年の概要

国際協同組合年の基本的な目的は、以下の 3 点である。

1. 協同組合の価値についての社会的認識を高める。
2. 協同組合の設立と発展を促進する。
3. 協同組合に設立を発展につなげる政策を定めるよう政府と関係機関に働きかける。

2012 国際協同組合年全国実行委員会

国連は、国際協同組合年の取り組みを世界的規模で推進するために、各国に実行委員会を設置するよう要望した。日本では、茂木守氏（日本協同組合連絡協議会委員長・全国農業協同組合中央会会長）が、12 月 21 日に談話を発表し、「この宣言を契機として、2012 年の国際協同組合年に向けて、日本国政府ならびに関係機関や国際協同組合同盟などと協力し、また、広く国民に参加を呼びかけて、現代における協同組合の価値、役割について社会にアピールする取り組みを展開してまいる所存です」と述べた。

日本の「2012 国際協同組合年実行委員会」は、2010 年 8 月に、経済評論家の内橋克人氏を委員長に、経済学者の宇沢弘文氏を名誉顧問として発足した。この委員会は、日本協同組合連絡協議会の枠を超えて、すべての協同組合の関係者を含むだけでなく、研究者、実業家、国際組織代表者、文化人、報道関係者など 100 名以上から構成されている。

8 月に開かれた第 1 回の委員会では、日本の事業として協同組合の憲章をつくることが提案された。

協同組合憲章検討委員会

2011 年 1 月 29 日に開かれた第 1 回の協同組合憲章検討委員会では、つぎの点が審議された。

1. 憲章策定の目的に関して

国際協同組合年を機に、協同組合の基本的・総合的育成策の確立を政府に求める。2012 国際協同組合年全国実行委員会は、憲章案を策定して政府に提案し、閣議決定を求める活動に取り組む。

2. 憲章検討委員会に関して

当委員会は、実行委員会のもとに置かれた専門委員会である。憲章検討委員会の任務は協同組合憲章案の策定とし、政府への働きかけは実行委員会本体の役割とする。7 月 14 日の実行委員会までに憲章案を答申する。委員長に富沢賢治委員を、副委員長に栗本昭委員を選出する。

3．憲章の内容に関して

憲章案に関する検討事項としては、協同組合の社会的・経済的インパクトの把握（統計づくり）、法的枠組み（基本法、協同労働の協同組合法の制定など）、公益的活動に対する支援、税制優遇措置、人材育成（公教育プログラム）などが考えられる。

参考にすべき既存の国際的ガイドラインとしては、2001年に国連が定めたガイドライン、2002年のILO勧告、2002年の英国内閣府によるチャリティーと非営利組織に関する報告など多くある。

4．憲章案の決定

各組織での討議や社会のパブリックコメント募集など一定の期間を経て、2011年秋頃以降になる見通し。運動の組立ては事務局会議での検討をふまえて幹事会で確認し、各組織で取り組む形になる。

5．憲章づくり運動に目的に関して（以下は、富沢の個人的見解）

協同組合を活性化させるための運動を組織する

憲章案への署名活動など国民的運動を組織する。日本協同組合連絡協議会（JJC、12団体）傘下の組合員数は約4,300万人。日本の世帯数は4,900万なので大半の世帯が協同組合に加入していることになる。全国中小企業団体中央会や中小企業家同友会全国協議会などにも呼びかけ、中小企業との連携も図る。運動参加により協同組合メンバーの協同組合人としての自覚も高まる。それをもって協同組合運動の活性化を図る。将来的には日本協同組合連合会の結成を目指す。

政府へ働きかける

政府に協同組合憲章策定のための協働を提議し、協議の窓口を一本化させる。縦割り行政の改善をめざす。

政府は憲章を閣議決定し、協同組合の経済的・社会的な基本理念を明示し、政策推進の指針を示す。将来的には協同組合基本法の成立を図る。

地域社会を活性化させる

都道府県議会等では協同組合憲章策定促進の意見書の採択を求める。中小企業憲章等との運動を工夫して、地域経済の活性化を図る。中小企業振興基本条例とともに協同組合振興基本条例の策定を求める。

民間非営利セクターの認識を高める

民間非営利セクター独自の価値についての認識を高め、3セクター（政府セクター、営利企業セクター、民間非営利セクター）のベストミックスの法制度整備を目指す。

国際協同組合同盟へ働きかける

国際協同組合同盟をつうじて加盟国に憲章づくりを働きかける。

国連へ働きかける

国連の協同組合憲章づくりを進める。

中小企業憲章

参考とすべき最近の憲章策定の事例として中小企業憲章がある。

EUは、2000年に「欧州小企業憲章」を制定して、中小企業を「欧州経済のバックボーン」と位置づけている。これにならい、日本では、中小企業家同友会が、数年にわたり中小企業憲章の制定運動に取り組み、2010年6月14日に「中小企業憲章草案」の最終確認を行った。同友会のホームページによれば、この憲章草案は、「日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業・自営業の役割を正に評価し、豊かな国づくりの柱にすえることを国会が決議し、憲章の精神を実現するために、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を指し示すもの」である。

この民間の運動に呼応して、中小企業庁は2010年2月に有識者で委員を構成する「中小企業憲章に関する研究会」を設置した。検討を重ねた結果、同年6月18日に「中小企業憲章」

が閣議決定された。中小企業庁のホームページによれば、この憲章は、「中小企業の歴史的
位置付けや、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として
示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、それを踏まえて政府とし
て進める中小企業政策の行動指針を示し」ている。

協同組織金融機関の役割

協同組織金融機関が中心となって地域住民がコミュニティを再生させた成功例としては、
スペインのバスク地方のモンドラゴン協同組合グループが、世界的に有名である。

モンドラゴン協同組合群の創始と発展に大きく貢献したのは、ドン・ホセ・マリア・アリ
スメンディアリエタ（1915-76年）というカトリック神父である。彼は、1941年に26歳で
モンドラゴンの教会の副司祭に任命された。人口約8千人の当時のモンドラゴンは、町全体
が荒廃した状況にあった。住宅環境も悪く、1軒に2、3家族以上が住み、結核患者も多く
いた。

コミュニティ再生のために若き神父がまずとりくんだのは職業技術教育であった。彼は、
1943年に小さな職業訓練学校を開設した。

5人の卒業生が、1956年に小さな石油ストーブ製造工場「ウルゴール」を設立し、59年
に協同組合法にもとづく協同組合として登録した。

その後、つぎつぎに協同組合がつくられ、3年後の1959年には6つの協同組合が誕生して
いた。同年、アリスメンディアリエタは、資金問題と共済問題の解決、および協同組合グル
ープ全体の指導機関の必要性を強調して、金融機関を設立し、労働人民金庫と名付けた。設
立時の金庫の職員は2人、預金高は500万ペセタ（500万円弱）にすぎなかった。

労働人民金庫は、既存の協同組合にたいする経営指導とともに、協同組合の新設に積極的
に取り組んでいった。その結果、モンドラゴン協同組合企業体は発展を続け、現在、総計約
250の企業・組織の連合体となるまでに成長している。

モンドラゴン協同組合が発展した理由は何か。モンドラゴン研究者たちは一律に、出資に
もとづく組合員の経営責任感の強さとともに、協同組合金融機関の特別の役割をあげている。
この事例からも明らかなように、協同組合金融機関は、協同組合ネットワークの中核の位置
を占めている。協同組合に資金と経営能力を提供することによって協同組合のネットワー
クをつくり、協同組合間協同の実効性を高めることが、協同組合金融機関の重要な役割だと言
える。

参考：モンドラゴン協同組合企業のロゴ

（Wikipediaより）



協同組織金融機関への期待と国際協同組合年 ～ 協同組織金融機関はどう特性を發揮するか？ ～

2011 年 3 月 5 日 (土) 12:30～17:00

日本大学経済学部 7 号館講堂 (JR「水道橋」駅：裏面地図参照)

リーマンショック以降の世界的な不況のもとで、中小企業の多くは経営を悪化させ、辛うじて経営を維持しているのが現状です。雇用環境の悪化も深刻で、多くの若者が就業できない状況にあります。また、農業分野をはじめ日本経済に甚大な影響が予想される TPP(環太平洋経済連携協定)問題が浮上しています。

協同組織金融機関の多くは明治・大正・戦後の混迷期に誕生しました。そして、会員(組合員)が相互に協力して地域や企業、市民生活を支えてきましたが、改めて協同組織の価値が世界的に見直され、国連では 2012 年を「国際協同組合年」と決めました。今こそ、協同組織としての特性を發揮する時が到来したと言えます。

私ども協同金融研究会では、1900(明治 33)年に産業組合法が制定された日を記念して、毎年 3 月初旬に協同組織金融機関に共通した課題を検討するシンポジウムを開催してまいりました。また、1993 年 5 月 19 日の協同金融研究会の発足と第 1 回研究会を開催して以来、この 3 月で第 100 回目を迎えることになりました。

そこで今回のシンポジウムは、第 100 回目の研究会をも記念して、テーマを「協同組織金融機関への期待と国際協同組合年」と題して、宇沢弘文東京大学名誉教授(「2012 国際協同組合年全国実行委員会」顧問)に記念講演をいただき、各協同組織金融機関から、協同組織金融機関としての特性を發揮し、かつ持続的経営を進めるため現場では日々どのような活動をされておられるのか、その実践事例や抱えている問題とその改善策を伺って、協同組織金融機関の役割について参加者皆さまと議論を深めていきたいと考えております。

なお、本シンポジウムは「2012 国際協同組合年」の事業として認定を受けて開催されます。多数のご参加をお願いします。

参加費 : 3,000 円 (但し、研究会会員は 2,000 円、学生 1,000 円)

定員 : 200 名(満員になり次第締め切ります。**お早めにお申し込みください**)。

申込み : 氏名・所属と懇親会の参加の有無を明記して、下記アドレスに送信してください。

送付先 : 協同金融研究会 (笹野, 小島) e-mail : sasanotn@nifty.com

【プログラム】.....

12:30～13:00 開会報告「シンポジウムの開会にあたって」

日本大学名誉教授・協同金融研究会 代表 安田 原三

13:00～14:00 記念講演「国際協同組合年と協同組織金融機関への期待」

東京大学名誉教授 宇沢 弘文 氏

14:15～15:35 協同組織金融機関はどう特性を發揮するか

～ 広域化・規模拡大と会員(組合員)との絆をどう築くか～

信用金庫 朝日信用金庫 常務理事 山口 裕 氏

信用組合 大東京信用組合 常務理事 大塚 和男 氏

労働金庫 (社)全国労働金庫協会 常務理事 秋山久美雄 氏

農業協同組合 周南農業協同組合 経営管理委員会会長 金子 光夫 氏

15:45～17:00 全体討論

(コーディネーター) 日本大学商学部准教授 長谷川 勉 氏

17:30～19:00 懇親会(立食パーティ: 会費 3,000 円)